

介護老人保健施設ビーブル神石三和重要事項説明書
(介護老人保健施設ビーブル神石三和 通所リハビリテーション)
当施設は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号3454680012)

当施設は、ご利用者に対して通所リハビリテーションを提供いたします。
当事業所の概要や、提供いたしますサービスの内容及び契約上重要な事柄について、次の通り説明いたします。

(本規定の目的)

第1条 介護老人保健施設ビーブル神石三和（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めるなどを、この契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、別紙の重要事項説明書の改訂が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。

② 利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことがで

きます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めるすることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表明をされることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び利用者の身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び利用者の身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立、又は要支援と認定された場合
- ② 利用者の介護サービス計画で定められた利用時間数を超える場合（但し全額自己負担での利用もできます。）
- ③ 利用者及び利用者の身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず20日間以内にお支払いがない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供が不可能と判断された場合
- ⑤ 利用者又は利用者の身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用していただくことができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び利用者の身元引受人は、連帶して、当施設に対し、別紙の重要事項説明書に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、利用料金表の利用単

位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を、お支払いいただく義務があります。

- 2 当施設は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月5日までに作成します。利用者及び利用者の身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までにお支払いいただきます。なお、支払いの方法は受付にて支払うか、下記の口座に振り込むものとします。また、請求書の郵送は申し出があった場合のみ対応させていただきます。通常は受付にてご確認ください。

<振込先>

振込先：福山市農業協同組合 神石高原支店

口座番号：普通5571066

口座名：(医)紅萌会 老人保健施設ビーブル神石三和

- 3 当施設は、利用者又は利用者の身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は利用者の身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については10年間保存します)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、利用者の身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、利用者の身元引受人の同意を得ると共に当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た利用者又は利用者の身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の取り扱いは慎重に行い、個人情報の利用目的を明確にいたします。個人情報の利用目的については別紙にて説明を行い、個人情報利用についての同意を頂くこととします。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び利用者の身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び利用者の身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者又は利用者の身元引受人等が指定するもの及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び利用者の身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、下記の窓口及び担当者に申し出ていただくか、又は、備付けの用紙に管理者宛て所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(1) 苦情受け付け窓口（担当者）

- 通所リハビリテーション科長
* 電話番号 (0847) 89-3030
* 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30
(12月31日から翌年1月3日を除く)

(2) 行政機関及びその他苦情受付機関

- * 神石高原町保健福祉課介護保険係
電話番号 (0847) 89-3535
* 広島県国民健康保険団体連合会
電話番号 (082) 554-0783

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- * 苦情に当たっては、早期に調査し内容を把握する。
- * 調査に当たっては、利用者の立場に立って内容の確認を行う。
- * 調査内容により原因を究明し、早期解決を図る。
- * 苦情解決内容を記録台帳に保管し、再発防止の参考にする。
- * 職員に対する苦情については、苦情内容を確認し、早期に解決を図る。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーションの提供に伴なり当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び後見人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他関連諸法令等に定めるところにより、利用者又は後見人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設ビーブル神石三和のご案内
(令和7年9月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|------------|------------------------|
| ・施設名 | 介護老人保健施設ビーブル神石三和 |
| ・開設年月日 | 平成9年5月1日 |
| ・所在地 | 神石郡神石高原町小島1500番地1 |
| ・電話番号 | (0847)89-3030 |
| ・管理者名 | 岡崎 英登 |
| ・介護保険事業所番号 | 介護老人保健施設 (3454680012号) |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、施設サービスに基づいて看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになります。また、家庭復帰の場合には、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアの支援も行いますので、安心して退所していただきます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ビーブル神石三和の運営方針]

- ① 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努め、寝たきりの状態、又はこれに準ずる状態にある老人や認知症老人に対しその利用者の有する能力に応じ、機能訓練・介護等のサービスを重点に、自立した生活を送られるよう積極的に対応し、居宅での生活へのご復帰を目指すことを支援いたします。
- ② 当施設は、明るい家庭生活的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との連携を密接にとることに努めます。
- ③ 当施設は、利用者のご家族に対して相談、指導を積極的に行い、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等の社会・家庭復帰の促進を図り、ボランティアの参加等、地域住民から親近感をもたれる施設運営に努め、健全でこそやかな生活を実現することを目的とする。するために、施設職員と入所利用者相互の理解と信頼を、そして協力に基づく全人的な人間贊歌の実践を目指します。

この理念を達成せんがために、全職員は一致協力して老人福祉の目的達成のための協力を惜しません。

(3) 施設の職員体制

	常 勤 (非常勤含む)	夜 間	業務内容
・医 師	1人以上		医学的管理により対応
・看護職員	8人以上 【1人以上】	1	看護、様態観察、リハビリ対応
・介護職員	20人以上 【5人以上】	2	入浴、食事、排泄、移動の介助
・支援相談員	1人以上		相談、市町村との連携、ボランティアの指導
・作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	1人以上 【1人以上】		リハビリ訓練、評価、グループワーク
・計画担当介護支援専門員	1人以上		利用者の評価、ケアプランの作成、苦情等の受付
・管理栄養士	1人以上 【1人以上】		食事の栄養管理
・事務職員	2人以上		事務庶務
・その他	2人以上		清掃、洗濯の業務委託。

【 】内は通所リハビリ職員

(4) 入所定員等　・定員 83名

・療養室　個室　3室、　2人室　4室、　4人室　18室

(5) 通所定員　30名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の実施
- ④ 食事の提供 (※食事は原則として食堂でおとりいただきますが、ご希望によりほかの場所でおとりいただくことも出来ます。)

朝食 午前 7時30分

昼食 午後 12時00分

夕食 午後 6時00分
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応。)
- ⑥ 医学的管理・看護 (医師、看護職員が常勤しておりますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行っています。)
- ⑦ 介護 (療養上必要なお世話を介護福祉士等が行っています。)
- ⑧ リハビリテーション (リハビリテーション実施計画・短期集中リハビリテーション・認知症短期集中リハビリテーション・個別リハビリテーション・運動器機能向上訓練・その他の機能訓練・レクリエーションの実施)

- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 散髪サービス（原則、月2回実施します。）※入所の方のみが対象です。
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他
 - *これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいたたくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

名 称 : 神石高原町立病院
住 所 : 神石郡神石高原町小畠1709番地3

○協力歯科医療機関

名 称 : 小畠歯科医院
住 所 : 神石郡神石高原町小畠1503番地3

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙は、……………原則禁止(館内禁煙)
- ・ 火気の取扱いは、……………禁止
- ・ 設備・備品の利用は、……………申し出をして利用
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………最小限とする
- ・ 金銭・貴重品……………持ち込まない
- ・ 利用時等の施設外での受診は、……………原則として利用日不可
- ・ 宗教活動は、……………禁止する
- ・ ペットの持ち込みは、……………衛生上禁止
- ・ 食べ物の持込は……………禁止する
- ・ 入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する
- ・ 他入所者への迷惑行為は禁止する

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話0847-89-3030 FAX0847-89-3031）

そのほか、要望や苦情などは、支援相談員、計画担当介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

8. その他

当施設についての詳細は、「パンフレット」の他、当法人のホームページをご覧ください。

『医療法人紅萌会ホームページ URL』 <http://www.kbk-group.or.jp>

<別紙2>

通所リハビリテーションについて
(令和7年9月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させて頂きます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の方の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・後見人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。その通所リハビリテーション計画に基づき、排泄・入浴・食事・送迎の介助、リハビリテーション、集団レクリエーション、必要に応じ通所リハビリテーションマネジメント・短期集中リハビリテーション・個別リハビリテーション・認知症短期集中リハビリテーション・栄養改善・口腔機能向上プログラムを実施します。

3. 利用料金

(1) 基本料金

・別紙「介護老人保健施設ビープル神石三和利用料金表」をご参照ください。

(2) 支払い方法

・お支払い方法については本利用約款（第5条2項及び3項）をご参照ください。

4. 営業日、営業時間及び通常事業の実施地域

・毎週月曜日から土曜日までの週6日間。ただし正月（12月31日から新年1月3日まで）は休業とします。

・営業時間は営業日の午前8時30分から午後5時30分までとします。

サービス提供時間は午前9時45分から午後4時00分までとし、ご利用時間は個別の居宅介護サービス計画に基づきます。

・通常事業の実施地域は、神石高原町内・府中市上下町内とします。

5. 持ち物

・初回利用時及び変更（更新）が生じた場合には「介護保険被保険者証」をご提示ください。また、「後期高齢者医療被保険者証」「身体障害者手帳」「重度心身障害者医療費受給者証」等の公費負担に関わる証書をお持ちの方は同様にご提示ください。

・入浴時の着替え、おむつの必要な方はお持ちください。

・昼食時のお薬や、入浴後に塗布する薬などがありましたら、個人が特定できるように名前を記入してお持ちください。

- ・動きやすく温度調節がしやすい服装でご来所ください。

6. 送迎

- ・専用車両で送迎します。
- ・ご自宅まで送迎しますので、事故防止のためにも家の中でお待ちください。
- ・当日の利用者状況により時間が若干前後しますのでご了承ください。

7. 一日の流れ（例：6時間以上8時間未満の場合）

09:40頃 施設到着

- 体温・血圧・脈のチェック
- 入浴（希望者）
- リハビリテーション（個別の機能訓回復訓練）
- 教養娯楽（作業活動等）

12:00 昼食・昼休憩

13:00 リハビリテーション（午前中の続き）
教養娯楽（読書・将棋・オセロなど）

14:00 集団レクリエーション

（歌や遊びを取り入れたリハビリなど工夫を凝らしたプログラムです）

15:15 お茶・終りの会・帰宅準備

16:00頃 施設を出発

8. 注意事項

- ・利用日当日の病院への通院、及び長時間の外出はお控えください。
- ・欠席される場合はなるべく早めにご連絡ください。当日の欠席連絡は午前8時から8時25分までの間でお願いします。

年　月　日

当事業所は、通所リハビリテーションの提供の開始に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 福山市港町1丁目15番30号
名 称 医療法人 紅萌会
代表者名 理事長 永井 正浩 印

説明者 住 所 神石郡神石高原町小島1500番地1
事業者名 介護老人保健施設 ビーブル神石三和
氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

利 用 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

署名代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
統 柄 _____

身元引受人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
統 柄 _____